

令和2年度 大江町空家除去支援事業補助金について

1. 趣旨

町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境の形成及び町内の景観の向上を図るため、町内にある人の居住の用に供していた住宅(長屋又は共同住宅は除く。)で、次の空家の除去を行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

※空家

ア 人の居住の用に供していた町内に所在する住宅(長屋又は共同住宅は除く。)で概ね3年以上居住されていないもの。

イ 人の居住の用に供していた町内に所在する住宅(長屋又は共同住宅は除く。)で自然災害により被災し除去の必要性が認められるもの。

1. 補助の対象となる空家

次のすべてに該当するものになります。

- (1) 一戸建て住宅または併用住宅
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの。(所有権以外の権利が設定されている場合は、この権利者より除去について同意を得ているもの)
- (3) 公共事業等の補償、他事業による補助金交付等の対象でないもの

2. 補助の対象となる方

次のすべてに該当する方になります。

- (1) 補助の対象となる空家の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産課税台帳)に所有者として記録されている方若しくはその相続人またはそれらの方から除去工事についての同意を得た方(法人を除く。)
- (2) 本町において納付すべき町税等を滞納していない方
- (3) 町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等、暴力団密接関係者でない方

3. 補助の対象となる工事

補助の対象となる除去工事は、補助の対象となる方が発注する補助対象空家を除去し、原則としてこの空家の所在する土地を更地にする工事で、次のすべてに該当するものになります。

- (1) 解体撤去業者が請け負う工事
- (2) 補助金交付決定書の通知の日以降に契約し、着手した工事

※解体撤去業者

建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者(それぞれ県内に本店又は営業所を有する建設業者又は解体工事業者(個人事業者を含む。))に限る。ただし、暴力団員又は暴力団員等、暴力団密接関係者を除く。

※除去工事

ア 空家の解体、撤去及び処分のために行う工事

イ 空家の解体、撤去及び処分のために行う工事と併せて行う敷地内の付属建物の解体、撤去及び処分のために行う工事

ウ 空家になったことによって周辺環境に危害を及ぼす恐れのある敷地内の付属建物の解体、撤去及び処分のために行う工事

エ 工作物(門扉、屏等)、庭木及び車両の解体、撤去及び処分に要する費用は含みません。

4. 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費は、補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を含む)になります。

- (1) 1. 趣旨、※空家のうちアに該当するものは、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とします。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- (2) 1. 趣旨、※空家のうちイに該当するものは、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とします。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- (3) 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とします。

※補助要件、手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは、総務課危機管理係 TEL(62)2187